

沖縄県モノレール通学費支援事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、沖縄県モノレール通学費支援事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、沖縄県（以下「県」という。）と沖縄都市モノレール株式会社が連携し、低所得世帯の高校生等に対して、モノレール通学費の支援を行うことにより、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(事業に係る協定等)

第3条 県と本事業の趣旨に賛同する沖縄都市モノレール株式会社は、前条の目的を達成するために必要な事項を定めた協定を締結するものとする。

(定義)

第4条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 「高校生等」とは、前号の規定による高等学校等に在学する者であって、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、通信制の課程にのみ在学する者（別に知事が定める者を除く）、沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給している者、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している者及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第65号）」による特別育成費の支弁対象となる者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）を除く。
- (3) 「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (4) 「モノレール通学費」とは、高校生等が居住地等から学校までの通学に要する運賃をいう。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、通学のためモノレールを利用する高校生等であって、その保護者等が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度において、沖縄県高等学校等奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給決定を受けた者。ただし、一部のみの支給決定を受けている場合を除く。
- (2) 奨学給付金を受給出来る者と同等の収入状況である者
- (3) 前年度に奨学給付金の支給決定を受けた者。ただし、一部のみの支給決定を受けている場合を除く。
- (4) 申請時において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に定める児童扶養手当の支給を受けている者（同法の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者を除く。）、又は沖縄県母子及び父子家庭等医療費受給者証の交付を受けている者

(負担金)

第6条 県は、本事業におけるモノレール通学費等について、県と沖縄都市モノレール株式会社が締結する協定書に定めるところにより負担する。

(認定申請手続き)

第7条 本事業によりモノレール通学費の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、モノレール通学費支援事業認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 申請者は、高等学校等の入学前に前項の規定により申請を行った後、高等学校等に変更があった場合は、遅滞なく、モノレール通学費支援事業認定申請書（様式第1号）を再提出するものとする。

(対象者の認定等)

第8条 知事は、申請者から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ対象者の認定又は不認定を決定し、その旨を申請者に通知（様式第2号、様式第3号）するものとする。

2 対象者の認定有効期間は、認定した日の属する年度の末日までとし、認定有効期間の末日において知事は、第5条第1項第1号、第2号又は第4号に該当することが確認できた場合、更新を認めるものとする。

3 更新については通算2回（定時制に通う高校生等は3回）までとする。ただし、高等学校等学び直し支援の補助対象となる者は、この回数に加えて1回（定時制に通う高校生等は2回）まで更新を認めるものとする。

(通学定期券の発行)

第9条 知事は、対象者として認定した者（以下「認定者」という。）に対し、本事業による通学定期券を交付する。

(通学定期券の提示)

第10条 認定者は、モノレール利用の際にモノレール係員等から通学定期券の提示を求められた場合は、学生証等を添えて提示しなければならない。

(対象者認定の取り消し)

第11条 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消したうえで第6条の規定により負担した金額の全部又は一部の返還を認定者に命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により対象者認定を受けたとき
- (2) 偽りその他不正の手段によりモノレール通学費支援を受けたとき
- (3) 通学定期券を認定者本人以外の者に利用させたとき

(休学、退・転学、転居について)

第12条 認定者は、休学、退・転学があった場合又は転居等に伴い通学区間に変更があった場合は、速やかに在学している高等学校等を通じて知事に報告しなければならない。

2 復学後又は転入先の高等学校等において、通学でモノレールを利用する場合又は転居等に伴い通学区間に変更があった場合は、第7条に基づき知事に申請するものとする。

(通学定期券の再発行)

第13条 認定者は、通学定期券を破損、汚損又は紛失したときは、通学定期券再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(利用実績報告)

第14条 認定者は、毎月の利用実績について、翌月3日までに（当該日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する沖縄県の休日に当たるときは、その翌日）利用実績報告書（様式第5号）で報告しなければならない。

(通学定期券の返却)

第15条 認定者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、通学定期券を速やかに知事に返却しなければならない。

- (1) 第11条の規定により認定の取り消しを受けたとき
- (2) 認定を受けた要件を充たさなくなったとき
- (3) 休学、退・転学があったとき
- (4) 転居等に伴い通学区間に変更があったとき
- (5) 有効期間を経過したもの

(申請書等の提出先)

第16条 第7条、第13条及び第14条に係る書類は、高校生等が在学する高等学校等に提出するものとする。ただし、高等学校等の入学前に第7条に係る書類を提出する場合は、その限りではない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。